

2023年10月2日

逗子市

生活保護関係文書の誤送付について

●概要

毎月約300世帯の生活保護受給世帯へ「保護決定（変更）通知書」を通知している。9月26日に送付した際に例月のものに加え「生活保護受給証明書」を併せて送付したところ、他受給世帯のものが混入した。

9月28日に他人の「生活保護受給証明書」が入っているとの連絡を受け、調査を行ったところ、4件の混入と個人情報の漏えいが判明した。

●対象件数 4件

●対応

誤送付した世帯双方に対し、お詫びと封入誤りについて説明をさせていただき、正しい書類への差し替えを行った。

●再発防止策

封入時の人為的ミスを防ぐため、複数職員による作業及び確認を徹底するとともに、必要な作業場所・時間を確保し、封入を確実にを行う。

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部社会福祉課 河合・小池

電話：046-873-1111 内線210・215

逗子市福祉事務所長

保護決定（変更）通知書

生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給・追給額							
月分支給・追給額							
月分以降支給額							

一時扶助の内訳（再掲）

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別 途 送 金 額

--	--	--	--

介護扶助自己負担月額

円	(事業者名)
円	(事業者名)
円	(事業者名)

医療扶助自己負担月額

円

2 扶助金支給日

定例支給日は毎月 日（休日のときはその前日）、追給支給がある場合の支給日は毎週 曜日です。

3 保護の の時期

年 月 日

4 の理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇×県知事に対し審査請求をすることができ決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇×市を被申人として〇×市を代表する者は〇×市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

生 活 保 護 受 給 証 明 書

住 所 ●●●●●●●●

世 帯 主 氏 名
●●●●

世帯員氏名 (世帯主含む)
●●●●
(上記 1 名)

受給期間 昭和●●年●月●日 から 年 月 日 まで

使用目的 家庭ごみ処理手数料の減免申請

宛 先 逗子市長 様

上記の世帯は生活保護法による保護を受給していることを証明する。

令和5年9月1日
逗子市福祉事務所長